

新	旧	備考
輸出手形保険手続細則 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00029 沿革 平成26年9月24日 一部改正	輸出手形保険手続細則 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00029 沿革 (略)	
(保険契約の締結) 第1条 輸出手形保険の保険契約を新規に締結しようとする銀行(貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。)は、別紙様式第1による輸出手形保険保険契約申込書及び次の書類を日本貿易保険の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。)するものとする。 一 登記簿謄本の写し 二 支店等コードの登録書 三 委任状	(保険契約の締結) 第1条 輸出手形保険の保険契約を新規に締結しようとする銀行(貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。)は、別紙様式第1による輸出手形保険保険契約申込書及び次の書類を日本貿易保険の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。)するものとする。 一 登記簿謄本の写し 二 支店等コードの登録書 三 委任状	
第2条 輸出手形保険の保険契約を締結した銀行は、前条の規定に基づき提出した支店等コードの登録書の内容に次に掲げる事項による変更等があった場合は、別紙様式第2による支店等コードの変更登録等についてを本店等に通知するものとする。 一 営業所の新設による支店等コードの新規登録 二 支店等の統廃合 三 支店の住所変更 四 支店のその他変更	第2条 輸出手形保険の保険契約を締結した銀行は、前条の規定に基づき提出した支店等コードの登録書の内容に次に掲げる事項による変更等があった場合は、別紙様式第2による支店等コードの変更登録等についてを本店等に通知するものとする。 一 営業所の新設による支店等コードの新規登録 二 支店等の統廃合 三 支店の住所変更 四 支店のその他変更	
(荷為替手形の買取通知) 第3条 銀行は、輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形を買取った場合において、輸出手形保険約款(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00002。以下「約款」という。)第2条の規定に基づく通知をしようとするときは、1 荷為替手形ごとに別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形買取通知書(OCRシート2200。以下「買取通知書」という。)に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、銀行は、買取った荷為替手形について日本貿易保険の定めた所定の内容を収録したフロッピーディスク(以下「FD」という。)を提出しようとするときは、別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に	(荷為替手形の買取通知) 第3条 銀行は、輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形を買取った場合において、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)第2条の規定に基づく通知をしようとするときは、1 荷為替手形ごとに別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形買取通知書(OCRシート2200。以下「買取通知書」という。)に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、銀行は、買取った荷為替手形について日本貿易保険の定めた所定の内容を収録したフロッピーディスク(以下「FD」という。)を提出しようとするときは、別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	

新	旧	備考
提出するものとする。		
2 前項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払人が、 <u>海外商社名簿について</u> （平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063。以下、「 <u>海外商社名簿</u> という。」）において、E E 格、E A 格、E M 格又はE F 格に格付けされている場合は、日本貿易保険が別に定める規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する保証枠の範囲内である確認を受けるものとする。	2 前項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払人が、 <u>海外商社名簿（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063「海外商社名簿について」）</u> において、E E 格、E A 格、E M 格又はE F 格に格付けされている場合は、日本貿易保険が別に定める規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する保証枠の範囲内である確認を受けるものとする。	
3 第1項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払国が「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00076）において定める国又は地域に該当する場合は、「輸出手形保険運用規程」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00035）第16条から第28条までの規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する旨日本貿易保険の承認を受けるものとする。	3 第1項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払国が「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00076）において定める国又は地域に該当する場合は、「輸出手形保険運用規程」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00035）第16条から第28条までの規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する旨日本貿易保険の承認を受けるものとする。	
4 銀行は、第1項（ただし書の規定によるものを除く。）、第4条第1項、同条第2項及び第6条第1項に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。	4 銀行は、第1項（ただし書の規定によるものを除く。）、第4条第1項、同条第2項及び第6条第1項に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。	
（契約台帳の照合等） 第4条 銀行は、輸出手形保険契約台帳（照合用）（以下「照合台帳」という。）の送付を受けたときは、厳正な照合を行い、当該照合台帳に誤りがあった場合は、当該照合台帳の発送日の翌日から起算して10日以内に別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形買取通知書（内容変更通知書）の訂正・修正・取消依頼書（以下「訂正等依頼書」という。）に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	（契約台帳の照合等） 第4条 銀行は、輸出手形保険契約台帳（照合用）（以下「照合台帳」という。）の送付を受けたときは、厳正な照合を行い、当該照合台帳に誤りがあった場合は、当該照合台帳の発送日の翌日から起算して10日以内に別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形買取通知書（内容変更承認申請書）の訂正・修正・取消依頼書（以下「訂正等依頼書」という。）に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	
2 銀行は、輸出手形保険契約台帳（確定用）（以下「確定台帳」という。）の送付を受けた後において、記載事項の誤記を訂正しようとする場合は、別紙様式第3による訂正等依頼書に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	2 銀行は、輸出手形保険契約台帳（確定用）（以下「確定台帳」という。）の送付を受けた後において、記載事項の誤記を訂正しようとする場合は、別紙様式第3による訂正等依頼書に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	
3 前2項の場合において、日本貿易保険の定めた所定の内容を収録したFDにより提出しようとするときは、別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	3 前2項の場合において、日本貿易保険の定めた所定の内容を収録したFDにより提出しようとするときは、別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	
（保険料の納付） 第5条 銀行は、前条の規定に基づく手続により確定した確定台帳に係る保険料について請求書の送付を受けたときは、日本貿易保険の指定する金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなければならない。	（保険料の納付） 第5条 銀行は、前条の規定に基づく手続により確定した確定台帳に係る保険料について請求書の送付を受けたときは、日本貿易保険の指定する金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなければならない。	

新	旧	備考
(荷為替手形の内容変更の通知等) 第6条 銀行は、約款第15条の規定に基づき荷為替手形の重大な内容変更等（別表2に掲げるものに限る。以下同じ。）の通知をしようとするときは、<u>内容変更等通知期限までに別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形内容変更通知書</u>（以下「<u>内変通知書</u>」という。）に当該重大な内容変更等を証する書類の写しに別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	(荷為替手形の内容変更の承認申請) 第6条 銀行は、約款第15条の規定に基づき荷為替手形の重大な内容変更等（別表2に掲げるものに限る。以下同じ。）の通知をしようとするときは、<u>当該変更の生じた日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形内容変更承認申請書</u>（以下「<u>内変申請書</u>」という。）に当該重大な内容変更等を証する書類の写しに別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	
2 銀行は、前項の通知に際し、<u>約款第15条の規定に基づき当該重大な内容変更等について事前に承認申請を行おうとするとき又は当該重大な内容変更等が支払人の信用状態の悪化によるものでないこと等の説明書を提出しようとするときは</u>、別紙様式第5による輸出手形保険（<u>内容変更承認申請書・内容変更説明書</u>）に<u>関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</u>	2 銀行は、前項の通知に際し、当該重大な内容変更等が支払人の信用状態の悪化によるものでないこと等の説明書を提出しようとするときは、別紙様式第5による輸出手形保険内容変更説明書に<u>関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</u>	
3 第1項の場合において、日本貿易保険の定めた所定の内容を収録したFDにより提出しようとするときは、別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	3 第1項の場合において、日本貿易保険の定めた所定の内容を収録したFDにより提出しようとするときは、別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。	
(内変通知書等提出後の決済通知) 第7条 銀行は、第3条第2項、第3項又は第6条により、保険関係を成立させ、又は重大な内容変更等を行った場合において、当該荷為替手形の全部又は一部が決済されたときは、決済された日から起算して5日以内に、別紙様式第6による輸出手形保険（決済／枠戻）通知書（OCRシート2000）に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、第9条に規定する損失発生通知を提出した場合は、この限りでない。	(内変申請書等提出後の決済通知) 第7条 銀行は、第3条第2項、第3項又は第6条により、保険関係を成立させ、又は重大な内容変更等を行った場合において、当該荷為替手形の全部又は一部が決済されたときは、決済された日から起算して5日以内に、別紙様式第6による輸出手形保険（決済／枠戻）通知書（OCRシート2000）に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、第9条に規定する損失発生通知を提出した場合は、この限りでない。	
(保険の目的等の譲渡に係る承認申請) 第8条 銀行は、約款第29条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第7-1による輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	(保険の目的等の譲渡に係る承認申請) 第8条 銀行は、約款第29条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第7-1による輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第7-2による輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書	2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第7-2による輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書	

新	旧	備考
類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。	
(損失発生通知の提出) 第9条 銀行は、約款第11条の規定に基づき、損失の発生を通知するときは、別紙様式第8による輸出手形保険損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）及び別紙様式第4による送り状を添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。	(損失発生通知の提出) 第9条 銀行は、約款第11条の規定に基づき、損失の発生を通知するときは、別紙様式第8による輸出手形保険損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）及び別紙様式第4による送り状を添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。	
2 銀行は、前項の通知に際し、当該事故が支払人の信用状態悪化によるものでないことの説明書を提出しようとするときは、別紙様式第9による輸出手形保険現地支払等説明書に關係書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、当該荷為替手形の満期日から45日以内に現地支払等があった場合に限る。	2 銀行は、前項の通知に際し、当該事故が支払人の信用状態悪化によるものでないことの説明書を提出しようとするときは、別紙様式第9による輸出手形保険現地支払等説明書に關係書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、当該荷為替手形の満期日から45日以内に現地支払等があった場合に限る。	
(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求) 第10条 銀行は、約款第12条第3項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第10による輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求) 第10条 銀行は、約款第12条第3項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第10による輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
(損失発生通知書提出後の入金通知) 第11条 銀行は、損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に当該荷為替手形について支払人又は振出人等から回収した金額があったときは、約款第13条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から7日以内に別紙様式第11による輸出手形保険入金通知書（以下「入金通知書」という。）に別紙様式第4による送り状を添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。	(損失発生通知書提出後の入金通知) 第11条 銀行は、損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に当該荷為替手形について支払人又は振出人等から回収した金額があったときは、約款第13条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から7日以内に別紙様式第11による輸出手形保険入金通知書（以下「入金通知書」という。）に別紙様式第4による送り状を添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。	
(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第12条 銀行は、約款第19条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第12による輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に保険金請求期間内に請求を行うことができない理由、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等を記	(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第12条 銀行は、約款第19条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第12による輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に保険金請求期間内に請求を行うことができない理由、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等を記	

新	旧	備考
載し、その内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	載し、その内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	
2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。	2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。	
（保険金の支払の請求） 第 13 条 銀行は、約款第 19 条の規定に基づき保険金の支払を請求しようとするときは、別紙様式第 13 による輸出手形保険保険金請求書に、別表 3 に定める書類を本店に提出するものとする。	（保険金の支払の請求） 第 13 条 銀行は、約款第 19 条の規定に基づき保険金の支払を請求しようとするときは、別紙様式第 13 による輸出手形保険保険金請求書に、別表 3 に定める書類を本店に提出するものとする。	
（保険金請求権の消滅時効の中断申請） 第 14 条 銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 15 による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。	（保険金請求権の消滅時効の中断申請） 第 14 条 銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 15 による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。	
（満期前の請求） 第 15 条 銀行は、約款第 21 条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第 16 による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第 4 条に規定する事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが確実であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店に提出するものとする。	（満期前の請求） 第 15 条 銀行は、約款第 21 条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第 16 による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第 4 条に規定する事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが確実であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店に提出するものとする。	
（手形上の権利行使状況等報告） 第 16 条 銀行は、約款第 26 条第 2 項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第 17 による輸出手形保険権利行使状況等報告書（以下「行使状況等報告書」という。）及び履行の状況を証する書類に別紙様式第 4 による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から 3 月ごとに本店に提出するものとする。	（手形上の権利行使状況等報告） 第 16 条 銀行は、約款第 26 条第 2 項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第 17 による輸出手形保険権利行使状況等報告書（以下「行使状況等報告書」という。）及び履行の状況を証する書類に別紙様式第 4 による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から 3 月ごとに本店に提出するものとする。	
2 前項の規定にかかわらず満期日から 2 年を経過した場合には、当該 2 年を経過した日以後で最初に行使状況等報告書を提出すべき日（次項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納	2 前項の規定にかかわらず満期日から 2 年を経過した場合には、当該 2 年を経過した日以後で最初に行使状況等報告書を提出すべき日（次項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納	

新	旧	備考
付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日) から1年ごとに提出するものとする。	付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日) から1年ごとに提出するものとする。	
3 前2項にかかわらず、銀行が保険事故に係る債権の回収に関して状況の変化を知ったときは、行使状況等報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。	3 前2項にかかわらず、銀行が保険事故に係る債権の回収に関して状況の変化を知ったときは、行使状況等報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。	
(権利行使の終了認定) 第17条 銀行は、約款第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第18による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00058)に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。	(権利行使の終了認定) 第17条 銀行は、約款第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第18による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00058)に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。	
(回収金の納付) 第18条 銀行は、約款第26条第7項又は第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第19による輸出手形保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。	(回収金の納付) 第18条 銀行は、約款第26条第7項又は第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第19による輸出手形保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。	
(回収に要した費用の請求) 第19条 銀行は、約款第26条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第20による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	(回収に要した費用の請求) 第19条 銀行は、約款第26条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第20による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
(権利行使等の委任) 第20条 被保険者は、約款第26条第4項又は第27条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店に提出するものとする。	(権利行使等の委任) 第20条 被保険者は、約款第26条第4項又は第27条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店に提出するものとする。	
2 被保険者は、約款第27条第1項又は第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、	2 被保険者は、約款第27条第1項又は第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、	

新	旧	備考
別紙様式第 23 による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。	別紙様式第 23 による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。	
3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使等の委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、別紙様式第 22 による輸出手形保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。	3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使等の委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、別紙様式第 22 による輸出手形保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。	
(回収納付金の返還請求) 第 21 条 銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 24 による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店へ提出するものとする。	(回収納付金の返還請求) 第 21 条 銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 24 による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店へ提出するものとする。	
(電子情報処理組織を使用した申込等) 第 22 条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB 申請サービスの利用について」によるものとする。	(電子情報処理組織を使用した申込等) 第 22 条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB 申請サービスの利用について」によるものとする。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	附 則 (略)	

新			旧			備考
別表 1			別表 1			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1	輸出手形保険保険契約申込書	1 (1)	1	輸出手形保険保険契約申込書	1 (1)	
2	支店等コードの変更登録等について	1 (1)	2	支店等コードの変更登録等について	1 (1)	
3	輸出手形保険荷為替手形買取通知書	1	3	輸出手形保険荷為替手形買取通知書	1	
	内容変更通知書	1 (1)		内容変更承認申請書	1 (1)	
	訂正・修正・取消依頼書	1		訂正・修正・取消依頼書	1	
4	送り状	1	4	送り状	1	
5	輸出手形保険 (内容変更承認申請書・内容変更説明書)	1 (1)	5	輸出手形保険内容変更説明書	1 (1)	
6	輸出手形保険 (決済／枠戻) 通知書	1	6	輸出手形保険 (決済／枠戻) 通知書	1	
7 - 1	輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 1	輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
7 - 2	輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	7 - 2	輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	
8	輸出手形保険損失発生通知書	1 (1)	8	輸出手形保険損失発生通知書	1 (1)	
9	輸出手形保険現地支払等説明書	1 (1)	9	輸出手形保険現地支払等説明書	1 (1)	
10	輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	10	輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	
11	輸出手形保険入金通知書	1 (1)	11	輸出手形保険入金通知書	1 (1)	
12	輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	12	輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
13	輸出手形保険保険金請求書	1 (1)	13	輸出手形保険保険金請求書	1 (1)	
14	輸出手形保険保険金請求経緯書 (保険金請求額が 300 万円以下の案件)	1 (1)	14	輸出手形保険保険金請求経緯書 (保険金請求額が 300 万円以下の案件)	1 (1)	
15	輸出手形保険時効中断承認申請書	1	15	輸出手形保険時効中断承認申請書	1	
16	輸出手形保険損失発生確認申請書	1 (1)	16	輸出手形保険損失発生確認申請書	1 (1)	
17	輸出手形保険権利行使状況等報告書	1 (1)	17	輸出手形保険権利行使状況等報告書	1 (1)	
18	輸出手形保険権利行使終了認定申請書	1 (1)	18	輸出手形保険権利行使終了認定申請書	1 (1)	
19	輸出手形保険回収金納付通知書	1 (1)	19	輸出手形保険回収金納付通知書	1 (1)	
20	輸出手形保険回収費用負担請求書	1 (1)	20	輸出手形保険回収費用負担請求書	1 (1)	
21	輸出手形保険権利行使等委任状 (サービサー回収用)	1 (1)	21	輸出手形保険権利行使等委任状 (サービサー回収用)	1 (1)	
22	輸出手形保険権利行使等委任状	1 (1)	22	輸出手形保険権利行使等委任状	1 (1)	
23	「合理的な理由」認定申請書	1 (1)	23	「合理的な理由」認定申請書	1 (1)	
24	輸出手形保険回収納付金返還請求書	1 (1)	24	輸出手形保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の () 内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。			注：提出部数欄の () 内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A 4 規格のものとする。			

新	旧	備考												
別表 2 荷為替手形の重大な内容変更等 荷為替手形の満期前に当該為替手形の手形要件が変更されたものであって、次の事項の変更（手形の書換えによるものに限る（5、6を除く。）。） 1手形金額の変更 2決済通貨の変更 3手形支払人の変更 4手形の満期の変更 5手形支払条件の変更 6仕向国の変更 7支払国の変更	別表 2 荷為替手形の重大な内容変更等 荷為替手形の満期前に当該為替手形の手形要件が変更されたものであって、次の事項の変更（手形の書換えによるものに限る（5、6を除く。）。） 一 手形金額の変更 二 決済通貨の変更 三 手形支払人の変更 四 手形の満期の変更 五 手形支払条件の変更 六 仕向国の変更 七 支払国の変更													
別表 3（第 13 条関係） 約款第 3 条のてん補危険の場合の提出書類 <table><tr><th>提出書類</th><th>備考</th></tr><tr><td>1. 保険金請求書</td><td>保険証券番号（買取通知番号）毎に作成</td></tr><tr><td>2. 保険金請求経緯書</td><td>(1) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合は別紙様式第 14 による保険金請求経緯書 (2) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意） ①保険金請求に至る経緯 ②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） ③支払人、保証人等から振出人、被保険者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況 ④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行及び L/C 決済の場合のディスクレ等代金債権決済に影響を及ぼす</td></tr></table>	提出書類	備考	1. 保険金請求書	保険証券番号（買取通知番号）毎に作成	2. 保険金請求経緯書	(1) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合は別紙様式第 14 による保険金請求経緯書 (2) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意） ①保険金請求に至る経緯 ②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） ③支払人、保証人等から振出人、被保険者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況 ④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行及び L/C 決済の場合のディスクレ等代金債権決済に影響を及ぼす	別表 3（第 13 条関係） 約款第 3 条のてん補危険の場合の提出書類 <table><tr><th>提出書類</th><th>備考</th></tr><tr><td>1. 保険金請求書</td><td>保険証券番号（買取通知番号）毎に作成</td></tr><tr><td>2. 保険金請求経緯書</td><td>(1) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合は別紙様式第 14 による保険金請求経緯書 (2) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意） ①保険金請求に至る経緯 ②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） ③支払人、保証人等から振出人、被保険者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況 ④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行及び L/C 決済の場合のディスクレ等代金債権決済に影響を及ぼす</td></tr></table>	提出書類	備考	1. 保険金請求書	保険証券番号（買取通知番号）毎に作成	2. 保険金請求経緯書	(1) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合は別紙様式第 14 による保険金請求経緯書 (2) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意） ①保険金請求に至る経緯 ②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） ③支払人、保証人等から振出人、被保険者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況 ④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行及び L/C 決済の場合のディスクレ等代金債権決済に影響を及ぼす	
提出書類	備考													
1. 保険金請求書	保険証券番号（買取通知番号）毎に作成													
2. 保険金請求経緯書	(1) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合は別紙様式第 14 による保険金請求経緯書 (2) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意） ①保険金請求に至る経緯 ②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） ③支払人、保証人等から振出人、被保険者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況 ④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行及び L/C 決済の場合のディスクレ等代金債権決済に影響を及ぼす													
提出書類	備考													
1. 保険金請求書	保険証券番号（買取通知番号）毎に作成													
2. 保険金請求経緯書	(1) 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合は別紙様式第 14 による保険金請求経緯書 (2) 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意） ①保険金請求に至る経緯 ②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） ③支払人、保証人等から振出人、被保険者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況 ④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行及び L/C 決済の場合のディスクレ等代金債権決済に影響を及ぼす													

新		旧		備考
	クレーム等)の有無及び被保険者の対応状況 ⑤今後の回収見込み ⑥延滞利息の請求の有無(請求していない場合はその理由を記載)		クレーム等)の有無及び被保険者の対応状況 ⑤今後の回収見込み ⑥延滞利息の請求の有無(請求していない場合はその理由を記載)	
3. 過去の取引状況確認書	既振出手形に係る満期不払後の手形買取等について(平成13年4月1日 01-制度-00041)第2条第1項第1号及び同項第2号に合致するかどうか確認できる書類(様式任意) (1) 保険金を請求する手形の買取日以前の6ヶ月間に満期日が到来した当該支払い人宛ての手形がある場合には、買取日、手形金額、船積日、満期日及び決済日を、輸出手形保険が付保されている場合には、併せて買取通知書番号を含む一覧表(様式任意) (2) 債務履行遅滞が常態化している場合は、その一般的債務履行遅滞期間を確認するために、過去2年間の取引で最長の支払い実績期間を併せて記載すること	3. 過去の取引状況確認書	既振出手形に係る満期不払後の手形買取等について(平成13年4月1日 01-制度-00041)第2条第1項第1号及び同項第2号に合致するかどうか確認できる書類(様式任意) (1) 保険金を請求する手形の買取日以前の6ヶ月間に満期日が到来した当該支払い人宛ての手形がある場合には、買取日、手形金額、船積日、満期日及び決済日を、輸出手形保険が付保されている場合には、併せて買取通知書番号を含む一覧表(様式任意) (2) 債務履行遅滞が常態化している場合は、その一般的債務履行遅滞期間を確認するために、過去2年間の取引で最長の支払い実績期間を併せて記載すること	
4. 手形の不払いを確認できる書類	(1) 荷為替手形の引受通知ユーザンス付きのものの場合 (2) 銀行が発行する未決済額の確認可能書類等(銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類)	4. 手形の不払いを確認できる書類	(1) 荷為替手形の引受通知ユーザンス付きのものの場合 (2) 銀行が発行する未決済額の確認可能書類等(銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類)	
5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ①保険事故に係わる事実関係(不払いの理由、支払人等の現状)、支払人への督促、現況を確認できる書類(支払人の財務状況の確認資料として、直近のアンニュアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。) ②破産手続等の開始の決定がされた場合には、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 上記(1)、(2)は、請求する保険金額が300万円以下の場合には不要	5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカルデポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ①保険事故に係わる事実関係(不払いの理由、支払人等の現状)、支払人への督促、現況を確認できる書類(支払人の財務状況の確認資料として、直近のアンニュアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。) ②破産手続等の開始の決定がされた場合には、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 上記(1)、(2)は、請求する保険金額が300万円以下の場合には不要	

新		旧		備考
6. 日本貿易保険の承認等が確認できる書類	(1) 特定国承認書の写し 別に定める特定国を支払国または支払地とする案件に該当する場合（ただし、請求する保険金額が 300 万円以下の場合には不要） (2) 個別保証枠確認書の写し 支払人の格付が、「海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）」において、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格に格付けされている場合	6. 日本貿易保険の承認等が確認できる書類	(1) 特定国承認書の写し 別に定める特定国を支払国または支払地とする案件に該当する場合（ただし、請求する保険金額が 300 万円以下の場合には不要） (2) 個別保証枠確認書の写し 支払人のが、「海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）」において、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格に格付けされている場合	
7. 「輸出手形保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00035）」（以下、「運用規程」）第 1 条～第 4 条の 2（買取基準等）への合致を確認できる書類	以下に掲げる本邦からの輸出・決済を確認できる書類 (1) 輸出契約の写し ①SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE 等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） ②個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し ③保険契約締結後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し (2) 為替手形の写し 以下を確認の上、内容変更に応ずる要件に合致し、<u>保険関係の変更を行った</u>場合には、変更後の手形の写しも提出のこと。（ただし、請求する保険金額が 300 万円以下の場合には不要） ①運用規程第 1 条第 1 項第 1 号期間内に手形買取が行われていること ②手形金額 500 億円以下、ユーザンスは 720 日以内（別途引受基準に条件が付いている国の場合は当該基準による） (3) 船積の内容等を確認できる書類の写し（運用規程第 1 条から第 4 条の 2 に合致するもの） ①船荷証券、航空運送状等の写し 荷受人が手形取立銀行であること（船荷証券、または複合運送証券が全通あり、証券と引替えに貨物の引き渡しを行う場合を除く） ②商業送り状（インボイス）の写し ③海上保険証券等の写し（信用状付きの荷為替手形の場合を除く）	7. 「輸出手形保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00035）」（以下、「運用規程」）第 1 条～第 4 条の 2（買取基準等）への合致を確認できる書類	以下に掲げる本邦からの輸出・決済を確認できる書類 (1) 輸出契約の写し ①SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE 等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） ②個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し ③保険契約締結後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し (2) 為替手形の写し 以下を確認の上、内容変更に応ずる要件に合致し、<u>変更承認を受けた</u>場合には、変更後の手形の写しも提出のこと。（ただし、請求する保険金額が 300 万円以下の場合には不要） ①運用規程第 1 条第 1 項第 1 号期間内に手形買取が行われていること ②手形金額 500 億円以下、ユーザンスは 720 日以内（別途引受基準に条件が付いている国の場合は当該基準による） (3) 船積の内容等を確認できる書類の写し（運用規程第 1 条から第 4 条の 2 に合致するもの） ①船荷証券、航空運送状等の写し 荷受人が手形取立銀行であること（船荷証券、または複合運送証券が全通あり、証券と引替えに貨物の引き渡しを行う場合を除く） ②商業送り状（インボイス）の写し ③海上保険証券等の写し（信用状付きの荷為替手形の場合を除く）	

新		旧		備考
	④輸出許可通知書の写し 税関申告後、税関許可を取得しているもの (4) 輸出承認書、支払許可書 輸出貿易管理令に特定されている貨物の輸出、及び支払許可が必要な取引の場合は、政府の承認・許可を取得しその写し (5) 信用状等の写し I L C、L/Gなど支払保証付き案件の場合 (6) 積み戻し申告書、移入れ承認申告書又は貨物の搬入届及び搬出届の写し 保税工場へ移入れた貨物に関わる輸出契約について、貨物を積み戻し、再出荷する場合		④輸出許可通知書の写し 税関申告後、税関許可を取得しているもの (4) 輸出承認書、支払許可書 輸出貿易管理令に特定されている貨物の輸出、及び支払許可が必要な取引の場合は、政府の承認・許可を取得しその写し (5) 信用状等の写し I L C、L/Gなど支払保証付き案件の場合 (6) 積み戻し申告書、移入れ承認申告書又は貨物の搬入届及び搬出届の写し 保税工場へ移入れた貨物に関わる輸出契約について、貨物を積み戻し、再出荷する場合	
8. 損失額等の算定するために必要な書類	以下に掲げる損失額等を確認できる書類。 (1) 外貨建の手形契約及び損失防止費用の算定・確認のための換算率 ①手形金額 買取日における買取時レートを確認できる書類 ②損失防止・軽減費用（下記（3）に関して） 当該費用が確定した日の外国為替相場等 (2) 入金の確認 ①手形決済の一部弁済や付属貨物の処分等により保険金請求前に一部入金がある場合は、銀行等が発行する入金額及び入金日等の確認可能な書類 ②振出人への請求権を行使して回収した金額及び回収日等の確認が可能な書類 (3) 損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類（主な対象費用は、以下のとおり） ①渡航費、現地宿泊費 ②弁護士費用、取立委任手数料 ③貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料等含む））		8. 損失額等の算定するために必要な書類 以下に掲げる損失額等を確認できる書類。 (1) 外貨建の手形契約及び損失防止費用の算定・確認のための換算率 ①手形金額 買取日における買取時レートを確認できる書類 ②損失防止・軽減費用（下記（3）に関して） 当該費用が確定した日の外国為替相場等 (2) 入金の確認 ①手形決済の一部弁済や付属貨物の処分等により保険金請求前に一部入金がある場合は、銀行等が発行する入金額及び入金日等の確認可能な書類 ②振出人への請求権を行使して回収した金額及び回収日等の確認が可能な書類 (3) 損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類（主な対象費用は、以下のとおり） ①渡航費、現地宿泊費 ②弁護士費用、取立委任手数料 ③貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料等含む））	
9. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し (1) 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 振出人からの督促：事実関係の確認、不払いの理由、銀行からの督促：銀行からのトレース等、銀行間の		9. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し 以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し (1) 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 振出人からの督促：事実関係の確認、不払いの理由、銀行からの督促：銀行からのトレース等、銀行間の	

新		旧		備考
	SWIFT 電文書類の写し等 (2) 保険事故発生時に、D/A条件の未引受手形が存在する場合には、引受を差止め、または当該未引受手形の決済条件をD/P条件に変更したことを確認できる書類 (3) 支払人経営状態を説明するに足る書類 (4) 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 (5) 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 (6) 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 (7) 手形が未引受である場合等、貨物を保全し転売等貨物処分が可能であるかを確認し対応したことを確認できる書類 (8) その他、債権保全のための権利を行使したことを確認できる書類 (9) 非常危険の場合には、以下の書類 (イ) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 (ロ) 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 (10) 信用危険の場合には、以下の書類 (イ) 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 (ロ) 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 (ハ) 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 (ニ) 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 (ホ) 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類 (11) 未払債権に対する請求権につき時効を中断する措置を取ったことを証する書類		SWIFT 電文書類の写し等 (2) 保険事故発生時に、D/A条件の未引受手形が存在する場合には、引受を差止め、または当該未引受手形の決済条件をD/P条件に変更したことを確認できる書類 (3) 支払人経営状態を説明するに足る書類 (4) 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 (5) 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 (6) 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 (7) 手形が未引受である場合等、貨物を保全し転売等貨物処分が可能であるかを確認し対応したことを確認できる書類 (8) その他、債権保全のための権利を行使したことを確認できる書類 (9) 非常危険の場合には、以下の書類 (イ) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 (ロ) 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 (10) 信用危険の場合には、以下の書類 (イ) 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 (ロ) 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 (ハ) 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 (ニ) 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 (ホ) 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類 (11) 未払債権に対する請求権につき時効を中断する措置を取ったことを証する書類	

新		旧		備考
	(支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書(時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等)) (12) 振出人有責の場合に、買取銀行から振出人へのそ 求権の行使が困難であることを確認できる書類		(支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書(時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等)) (12) 振出人有責の場合に、買取銀行から振出人へのそ 求権の行使が困難であることを確認できる書類	
10. 権利行使等委任に関する書類	(1) 権利行使等委任に関する書類 サービス回収の権利行使等委任状(別紙様式21) 等を提出すること (2) 「合理的な理由」認定申請書 被保険者が自ら債権回収を行うことに合理的な理由がある場合、申請が必要。	10. 権利行使等委任に関する書類	(1) 権利行使等委任に関する書類 サービス回収の権利行使等委任状(別紙様式21) 等を提出すること (2) 「合理的な理由」認定申請書 被保険者が自ら債権回収を行うことに合理的な理由がある場合、申請が必要。	
11. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様な補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類(ただし、海上保険については対象外)	11. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様な補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類(ただし、海上保険については対象外)	
12. その他書類	その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類	12. その他書類	その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類	
注: ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書 類で代替することができる。		注: ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書 類で代替することができる。		